

作成日: 1999年2月1日

改訂日(V.16): 2019年6月10日

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称: **アリピレスME2**

会社名: 株式会社アグリマート

住所: 〒104-8386 東京都中央区京橋 3-12-2 京橋第2有楽ビル

担当部門: 技術グループ

TEL. 03-5159-1711, FAX. 03-5159-1712

e-mail: agm-info@agrimart.co.jp

推奨用途及び使用上の制限: 白蟻防除剤

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	引火性液体	区分外
	自然発火性液体	区分外
健康有害性	急性毒性(経口)	区分4
	急性毒性(経皮)	区分外
	急性毒性(吸入: 粉じん、ミスト)	区分外
	眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	区分2
	皮膚感作性	区分1
環境有害性	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分2(神経系)
	特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分2(神経系)
	水生環境有害性(急性)	区分1
	水生環境有害性(長期間)	区分1

上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語

警告

危険有害性情報

飲み込むと有害

強い眼刺激

アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ

臓器(神経系)の障害のおそれ

長期にわたる、又は反復ばく露による臓器(神経系)の障害のおそれ

水生生物に非常に強い毒性

長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

注意書き

【安全対策】

- ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
- 保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。
- 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
- この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
- 取扱い後は手をよく洗うこと。
- 環境への放出を避けること。

【応急措置】

- 飲み込んだ場合：気分が悪いときは医師に連絡すること。
- 口をすすぐこと。
- 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- 眼の刺激が続く場合：医師の診断を受けること。
- 皮膚に付着した場合：多量の水と石けんで洗うこと。
- 皮膚刺激又は発しんが生じた場合：医師の診断を受けること。
- 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
- ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。
- 気分が悪いときは、医師の診断を受けること
- 漏出物を回収すること。

【保管】

- 施錠して保管すること。

【廃棄】

- 内容物、容器を法、条例等に従って安全に処理する。または都道府県知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して適切に処理する。

他の危険有害性：特に無し。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区分：混合物

有効成分化学名(一般名)：

2 - メチルビフェニル - 3 - イルメチル = (Z) - (1RS, 3RS) - 3 - (2 - クロロ - 3, 3, 3 - トリフルオロプロパ - 1 - エニル) - 2, 2 - ジメチルシクロプロパンカルボキシラート
(一般名 ビフェントリン)

成分及び含有量：

成分	含有量	CAS No.	安衛法 No.	化審法 No.
ビフェントリン	2.0%	82657-04-3	7-(3)-277	(4)-1701
			化管法第二種指定化学物質、 化審法旧第二種監視化学物質	

<その他>

フェニルアルカン類	6.0%	—	—	—
鉱油	0.6~0.7%	—	—	—
			安衛法通知対象物	
界面活性剤、水等	残	—	—	—

4. 応急措置

吸入した場合：直ちに新鮮な空気のところへ移し、安静に保つ。異常がある場合は医師の診断を受ける。

皮膚に付着した場合：汚染された着衣、靴等を速やかに脱ぎ、付着部を多量の水と石けんでよく洗浄する。異常が現れた場合には、医師の診断を受ける。

眼に入った場合：直ちに清浄な流水で数分間洗浄する。眼球、まぶたの隅々まで水がよく行きわたるように洗う。コンタクトレンズを着用していて容易には外せる場合は外し、その後も洗浄を続ける。直ちに医師の診断を受ける。

飲み込んだ場合：コップ1~2杯の水を与え胃内で希釈する。意識の無い時には口から何も与えてはならない。医師の診断を受ける。

医師に対する特別な注意事項：ピフェントリン等合成ピレスロイド剤の中毒に対しては、メトカルバモール、硫酸アトロピン製剤が有効と言われている。接触した場合の灼熱感、その他については対症療法による。

5. 火災時の措置

消火時の注意： 消火活動には必ず適切な保護具(自給式空気呼吸器等)を着用し風上より行う。燃烧又は高温により発生するガス、煙、蒸気、ミストを吸い込まないように注意する。消火水が下水や河川に流れ込まないように適切な処置をとる。

消火剤： 粉末、泡沫、炭酸ガス、水
使ってはならない消火剤：情報無し。

6. 漏出時の措置

付近の人を風上に避難させ、漏出現場への立ち入りを禁止する。適切な保護具(保護衣、保護眼鏡、保護マスク等)を着用して、眼や皮膚に触れたり、ガスやミストを吸い込まないようにする。漏出物をオガクズ、土、砂等に吸収させ、密封できる容器に回収する。その後、汚染された場所を水で洗う。漏出物や洗浄水等が河川、下水等に流出し、環境へ影響を与えないように措置する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い： 局所排気装置を設置し、換気のよい場所で行う。適切な保護具を着用し、ガス、ミストを吸い込んだり、眼、皮膚に触れないようにする。作業後は、すみやかに眼、手、顔を洗い、うがいをする。

保管： 容器を密封し、換気のよい冷暗所に保管する。食物、飼料等と離し、無関係者、子供の手の届かない所に施錠して保管する

8. ばく露防止及び保護措置

設備対策： 局所排気装置を設置する。取扱い作業場の近くに洗眼、うがい、手洗い、安全シャワー設備を設置する。

個人用保護具： 状況に応じた適切な保護具を着用する。保護マスク、防毒マスク(有毒ガス用)、保護眼鏡、ゴーグル、保護面、保護衣(不浸透性、静電気防止服)、エプロン、ゴム手袋
作業時に着用していた衣類等は、他のものと分けて洗濯する。

9. 物理的及び化学的性質

外観：	青色澄明液体
臭い：	データ無し。
見掛け比重：	1.02
pH：	6.9
引火点：	引火性無し。
自然発火性：	常温で空気と接触しても自然発火しない。

10. 安定性及び反応性

化学的安定性：	通常 of 取扱い条件下では安定。
危険な反応：	知られていない。
危険有害な分解生成物：	データ無し。

11. 有害性情報

急性経口毒性：	LD ₅₀ 値 (mg/kg)	推定値 ATE _{mix} =1666	(毒性未知成分量は 19.0%)
急性経皮毒性：	LD ₅₀ 値 (mg/kg)	推定値 ATE _{mix} =29873	(毒性未知成分量は 19.1%)
急性吸入毒性(粉じん、ミスト)：	LC ₅₀ 値 (mg/L/4h)	推定値 ATE _{mix} =12.8	(毒性未知成分量は 23.1%)

皮膚腐食性及び皮膚刺激性：
製剤のデータ無し。

眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性：
区分1に分類される非イオン界面活性剤を区分2の濃度限界である1%以上、3%未満含有することから区分2とした。毒性未知成分量は23.1%。

皮膚感作性：
区分1に分類されるフェニルアルカン類を、区分1の濃度限界以上である1%以上含有することから区分1とした。毒性未知成分量は23.2%。

特定標的臓器毒性(単回ばく露)：
区分1(神経系)に分類されるピフェントリンを、区分2の濃度限界の範囲である1%以上、10%未満含有することから区分2(神経系)とした。
区分2(腎臓)に分類されるフェニルアルカン類を含有するが、区分2の濃度限界の10%未満であり該当しない。毒性未知成分量は23.1%。

特定標的臓器毒性(反復ばく露)：
区分1(神経系)に分類されるピフェントリンを、区分2の濃度限界の範囲である1%以上、10%未満含有することから区分2(神経系)とした。
区分2(腎臓、血液)に分類されるフェニルアルカン類を含有するが、区分2の濃度限界の10%未満であり該当しない。毒性未知成分量は19.1%。

12. 環境影響情報

水生環境有害性(急性)：
急性区分に分類される成分含量及びその毒性値から推定し、区分1とした。毒性未知成分量は21.0%。

水生環境有害性(長期間)：
慢性区分に分類される成分含量及びその毒性値から推定し、区分1とした。毒性未知成分量は21.1%。

生態毒性：	製剤のデータなし。
残留性・分解性：	製剤のデータなし。
生体蓄積性：	製剤のデータなし。
土壤中の移動性：	製剤のデータなし。
オゾン層への有害性：	製剤のデータなし。

13. 廃棄上の注意

法、条例等に従って安全に処理する。または産業廃棄物処理業者に委託して適切に処理する。
残薬及び洗浄液は、下水等の水系に捨ててはならない。

14. 輸送上の注意

容器に異常の無いことを確かめ、転倒、落下しないように積載する。

国連番号： 3082
品名（国連輸送名）： ENVIRONMENTALLY HAZARDOUS SUBSTANCE, LIQUID, N. O. S.
(contains bifenthrin)
国連分類： 9
容器等級： III
海洋汚染物質： 該当
緊急時応急措置指針番号： 171

15. 適用法令

毒物及び劇物取締法

毒物及び劇物に該当せず（ビフェントリンは劇物であるが含有量 2%以下であり該当せず）。

労働安全衛生法

表示対象物(法 57 条、施行令第 18 条)：

表示対象物	2016. 5. 31 まで(改正法施行前)	2016. 6. 1 から(改正法施行後)
鉱油	—	政令番号 168 (含有量が 1%未満のため非該当)

通知対象物(法 57 条の 2、施行令第 18 条の 2)： 鉱油(政令番号 168)

化学物質排出把握管理促進法

指定化学物質： ビフェントリン（第二種・政令番号 94）

16. その他の情報

参考文献

- 1) JIS Z 7252 : 2014、GHS に基づく化学物質等の分類方法
- 2) JIS Z 7253 : 2012、GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート (SDS)

本データシートの記載内容は、この化学品の取扱い時の安全性に関する参考情報であり、安全性や品質の保証をなすものではありません。また危険性、有害性の評価は、必ずしも充分ではありませんので、取扱いには充分注意を払って下さい。